

社会福祉法人美照福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人美照福祉会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等の基準、額及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義当)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号役員のうち、所定週平均2日以上この法人を主たる勤務場所とし、役員業務に関して就業する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第1号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員には、職務執行の対価として、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

- (1) 全理事に対して支払う報酬は、年間総額で1,000万円以内とする。
 - (2) 全監事に対して支払う報酬は、年間総額で15万円以内とする。
- 2 評議員には、評議員会へ出席(テレビ会議等で参加、決議省略による場合を含む。)の都度日額による報酬を支給することができる。

(勤務形態の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬」に定める額とする。

- 2 非常勤役員の報酬額は、別表2「非常勤役員の報酬」(1)に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」(2)に定める額とする。
- 4 委員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」(3)に定める額とする。

(この法人職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者にあっても、なおこの規定に基づく役員報酬を支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)で、月額で定めるものは、次の各号を始めとして、職員の基本給の例に準じて計算し、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(1) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬は、当該月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(2) 死亡による退任の場合の報酬は、当該月の報酬額の全額の支給とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、年額で定めるものは、1年未満を1年に切り上げて計算し、日額で定める場合は、当該会議に出席(テレビ会議等で参加、決議省略による場合を含む。)した都度、支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等がその職務の執行のために要する費用を請求のあった日から遅滞なく弁償するものとし、また前払いを要するものについては、前もって弁償することができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員の通勤手当支給額基準に準ずる。

3 常勤役員には、職務の執行のため出張に要する旅費(宿泊費含む)を、職員旅費規程に従って旅費として支給することができる。

4 非常勤役員及び評議員が会議等に出席した場合の旅費は別表2「非常勤役員等の報酬」に定める額を往復の旅費として支給するものとする。

5 前各号の定めに拘わらず、役員等がこの法人職員を兼務している者の場合、職員に関する各規定により支給し、この規定と重複して支給しない。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(準用)

第9条 定款第6条により置いた評議員選任・解任委員及び必要に応じて設置する委員会の委

員（以下「委員等」とする。）に対する費用弁償につき、この規程の別表5を準用する。

(公表)

第10条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(補足)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規定の一部変更は、定款第9条及び第23条の変更の認可の日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額 (月額)	交通費・旅費
理事長	職員兼務 100,000円	職員旅費規程による
	非兼務 100,000円	
業務執行理事	職員兼務 100,000円	
	非兼務 100,000円	

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事・監事

	報酬 (日額)	交通費・旅費
理事会への出席	5,000円	3,000円
法人が必要とする研修等への出席		

注：交通費・旅費の実費が規定額を超える場合には、その実費を支給する。

(2) 評議員

	報酬（日額）	交通費・旅費
評議員会への出席	5,000円	3,000円
法人が必要とする研修等への出席		

注：交通費・旅費の実費が規定額を超える場合には、その実費を支給する。

(3) 各種委員

	報酬（日額）	交通費・旅費
委員会への出席	5,000円	3,000円
法人が必要とする研修等への出席		